平成２３年（フ）第２６１７号
大阪市北区西天満５丁目12番14号
破産者　株式会社若葉屋
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６４９号
大阪府寝屋川市上神田１丁目37番23号
破産者　株式会社三輪
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４２１号
神戸市長田区苅藻島町３丁目12番29号
破産者　明和電機工業株式会社
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４７号
兵庫県尼崎市大庄北４丁目12番19号
破産者　有限会社菊池建工
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１７３号
東京都江東区潮見２丁目10番15号
破産者　株式会社プロマインド
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３０６号
山口県下関市宮田町２丁目１番８号
破産者　株式会社大祐コンサルタント
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１５８号
岩手県花巻市二枚橋６地割229番地１、住民票上の住所岩手県花巻市二枚橋町大通り１丁目32番地７
破産者　橘　　榮子
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第５０号
埼玉県熊谷市妻沼1732番地２
破産者　橋本　功夫
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２７５号
名古屋市港区砂美町109番地の７
破産者　松川　直由
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７６号
名古屋市港区砂美町109番地の７
破産者　松川　清子
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６７６号
名古屋市中川区上脇町２丁目146番地　ヒロタマンション６Ａ号
破産者　成瀬　勝廣
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６７７号
名古屋市中川区上脇町２丁目146番地　ヒロタマンション６Ａ号
破産者　成瀬実千代
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７５６号
名古屋市北区城見通３丁目13番地　黒川住宅410号
破産者　安藤　錬平
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８号
神戸市長田区大塚町１丁目７番３―403号
破産者　立花　博之
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５９号
神戸市須磨区菅の台３丁目15番地１号棟903号
破産者　鹿本　行江
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７６号
埼玉県深谷市上野台237番地１　ドミール深谷101号
破産者　渡邉　靖信
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３２５号
神奈川県横須賀市根岸町４丁目３番１号
破産者　仲根　直樹
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３８０号
神奈川県横須賀市野比２丁目45番35号
破産者　花沢あゆみ
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１２号
神奈川県横須賀市池上３丁目２番９号　メゾン大野102
破産者　姫田　　淳
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第８０８号
相模原市南区鵜野森１丁目21番３号　ハイツおおくぼ202
破産者　小林　嘉人
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部